

農業農村整備事業発注者支援 機関認定に係る募集要項

平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、発注関係事務を適切に実施するため、「国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注関係事務に関し助言その他の援助を適切に行う能力を有する者の活用の促進、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されています。

これに基づき、東海農政局管内農業農村整備事業工事等に係る品質確保対策協議会（以下、「品質確保協議会」という。）では、発注関係事務を適切かつ公正に行うために「東海農政局管内農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」を平成18年度に創設し、平成18年度、平成23年度、平成28年度、令和3年度に岐阜県土地改良事業団体連合会他5団体を認定してきたところです。

本制度は、農業農村整備事業工事の発注に当たって、発注者支援を行う機関として品質確保協議会が公募し認定する制度で、認定された機関が、東海農政局管内の発注者の要請に基づき、農業農村整備事業工事の発注関係事務を適切に支援することにより、品質と価格が総合的に優れた調達となることを目指しています。

今回、令和3年度の認定期間の有効期限が令和8年3月31日までとなっていることから、新たに農業農村整備事業発注者支援機関の公募を行うものです。

この募集要項を最後までよく読んでお申し込みください

〒460-8516

名古屋市中区三の丸一丁目2番2号

品質確保協議会（事務局：東海農政局農村振興部設計課）

◇本募集要項は、下記のホームページで閲覧しております。

東海農政局HP <https://www.maff.go.jp/tokai/>

目 次

| | |
|------------------------------|----|
| 「農業農村整備事業発注者支援機関認定」の申請から認定まで | 1 |
| 1. 農業農村整備事業発注者支援機関認定要件 | 2 |
| 2. 支援する業務内容 | 2 |
| 3. 所属支援技術者の要件 | 2 |
| 4. 申請書の受付期間 | 3 |
| 5. 申請に必要な書類 | 3 |
| 6. 申請書の送付先 | 3 |
| 7. 認定証の交付 | 3 |
| 8. 農業農村整備事業発注者支援機関認定の有効期限 | 3 |
| 9. 問い合わせ先 | 3 |
| 個人情報取り扱いについて | 4 |
| 農業農村整備事業発注者支援機関認定申請書（様式—1） | 5 |
| 所属支援技術者の一覧表（様式—2） | 6 |
| 所属支援技術者の業務経歴書（様式—3） | 7 |
| 【記載例】 | |
| 農業農村整備事業発注者支援機関認定申請書（様式—1） | 8 |
| 所属支援技術者の一覧表（様式—2） | 9 |
| 所属支援技術者の業務経歴書（様式—3） | 10 |

「農業農村整備事業発注者支援機関認定」の申請から認定まで

【1. 提出書類の送付】

申請に当たっては、この要項をよく読んで、次の書類を作成して、品質確保協議会事務局（東海農政局農村振興部設計課）宛に郵送（配達記録）等にてお申し込み下さい。

なお、既に認定されている発注者支援機関においても、同様に作成し申し込みをお願いします。

「支援機関認定申請書」、「所属支援技術者の一覧表」、「支援技術者の業務経歴書（有資格の合格証のコピーを含む）」の申請書を一括して送付してください。

※提出書類（様式-1～3）は、ホームページに掲載された申請書を使用できます。

【2. 提出書類の審査】

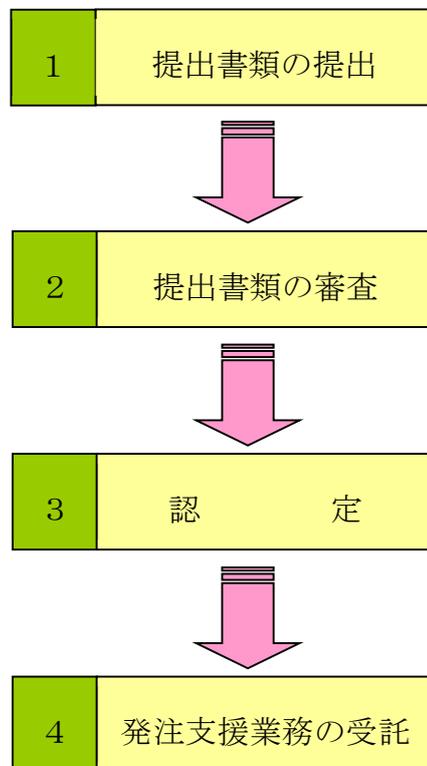
提出された書類の審査は、品質確保協議会が行います。

【3. 認 定】

書類審査にて要件が満たされていると判定された機関には、品質確保協議会から認定証を交付します。

【4. 発注者支援業務の受託】

発注者の要請に基づき、農業農村整備事業工事等に係る発注事務の支援を行います。



1. 農業農村整備事業発注者支援機関認定要件

農業農村整備事業発注者支援機関認定は、以下の（１）、（２）、（３）、（４）の条件を全て備えたものとする。

（１）公平性、中立性が担保されること。

（２）法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること。

（３）品質確保協議会管内での活動実績がある公益法人等であって、農業農村整備事業の特性及び関係基準等に精通していること。

（４）業務の遂行に必要な技術者が常時確保されていること。

2. 支援する業務内容

発注者が支援機関に委託する発注関係事務は、業務内容によって下表のとおり区分しています。

| 業務区分 | 業務内容 |
|---------|---|
| 設計・積算補助 | ・設計図書（仕様書、図面等）の作成 ・積算書の作成（積算、積算参考資料） |
| 技術審査補助 | ・入札・契約方法の選定・必要書類の作成 ・技術資料の審査業務 |
| 監督補助 | ・工事の監督 ・工事中の施工段階確認、施工状況・体制の評価 |
| 検査補助 | ・中間技術・既済部分、完成時の検査 ・施工者、担当技術者の評価 |

3. 所属支援技術者の要件

上記１の（４）に係る技術者のうち、技術審査補助、検査補助に携わる者については、次の要件をすべて備えている必要があります。

（１）経験及び資格

技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学）、農業部門（農業土木、農業農村工学））、農業土木技術管理士又は一級土木施工管理技士のいずれかの資格を有し、公共工事の発注者支援の立場として５年以上の技術的実務を有している者又は公共工事の発注者支援の立場として２０年以上の技術的実務経験を有している者。

（２）農業農村整備事業に関係する学会及び技術者継続教育機構等に参加し、技術の研鑽に努めている者。

4. 申請書の受付期間

令和 8年 2月 17日 ～ 令和 8年 3月 3日（当日消印有効）

5. 申請に必要な書類（添付書式参照）

- (1) 支援機関認定申請書（様式－1）
- (2) 申込機関の業務内容（写し可）
定款・規約、役員名簿、パンフレット等
- (3) 所属支援技術者の一覧表（様式－2）（※全ての支援技術者）
- (4) 所属支援技術者の業務経歴書（様式－3）（※技術審査補助、検査補助に携わる所属支援技術者として登録する場合には、本業務の経歴書を提出）

6. 申請書の送付先

- (1) A4版の封筒に「支援機関認定申請書」在中と朱書きして、申請機関の住所、機関名を記入してください
- (2) 上記封筒に必要な申請書類を入れて、下記事務局宛に配達記録郵便で郵送してください。

申請書の送付先

〒460-8516

名古屋市中区三の丸一丁目2番2号

東海農政局農村振興部設計課（事務局：品質確保推進室）

電話 052-223-4633（ダイヤルイン）

- (3) 電子メールによる提出も可とします。
希望される場合は、9の問い合わせ先まで連絡してください。

7. 認定証の交付

提出された書類を品質確保協議会において審査し、要件の全てを満たしている機関には、品質確保協議会より認定証を交付します。

8. 農業農村整備事業発注者支援機関認定の有効期限

認定証の交付の日から5年間有効です。

有効期間が過ぎる場合は、改めて認定の手続きを行う必要があります。

9. 問い合わせ先

募集要項についての問い合わせは、下記まで問い合わせ下さい。

東海農政局農村振興部設計課（事務局：品質確保推進室）

担当：大熊・天野

電話（代）：052-201-7271（内2628）

：052-223-4633（ダイヤルイン）

個人情報取扱いについて

1. 品質確保協議会は、申請者のプライバシーを尊重します。
2. 品質確保協議会は、申請の際に必要な事項として氏名、生年月日、住所等の機関及び個人情報を収集します。これらの情報は、農業農村整備事業発注者支援機関認定制度の円滑な遂行のために利用するもので、これ以外の目的では利用しません。
3. 申請の際にご提供頂いた申請書の内容を外部に意図的に公開したり、提供したりすることはありません。
4. 外部から個人情報の公開提供の依頼があっても、品質確保協議会はその要請を拒否し、申請者のプライバシー保護を遵守します。
5. 申請者情報及びそれに付随する情報を確実に管理し、データの流出を防止しています。

(様式－１)

農業農村整備事業発注者支援機関認定申請書

| | |
|-------|--|
| 申請年月日 | 令和 年 月 日 |
| 機 関 名 | 印 |
| 現 住 所 | 〒 — 電話番号 () — () — () F a x () — () — () |
| 添付書類 | 1. 定款等の写し 2. 役員名簿 3. 業務内容 4. その他（要件を満たしていることが解る資料） （※各資料とも様式の定めは、ありません） |

(様式-3)

所属支援技術者の業務経歴書

- ・ 支援技術者の業務経歴を記入してください。
- ・ 業務経歴及び業務経験に虚偽の記載が判明した場合は、所属支援技術者の認定を取り消すものとします。
- ・ 用紙1枚で書ききれない場合は用紙をコピーしてください。

| | | | |
|-----------------------------|--|--------|-------------------------|
| フリガナ | | | 生年月日・年齢 |
| 氏名 | | 昭・平 | 年 月 日 (歳) 満年齢で記載 |
| 所属部課名 | | 現職の役職名 | |
| 有資格名 | | 合格番号 | |
| ※合格証 (又は、登録証) のコピーを添えてください。 | | | |
| 業務経歴期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日まで (年 月) | | |
| 業務経歴の概要 | | | |
| 担当した具体的業務内容及び年数 | 1 | | |
| | 2 | | |
| | 3 | | |
| | 4 | | |
| | 5 | | |
| | 6 | | |
| | 7 | | |
| 加入学会名・会員NO. | 学 会 名 () 会 員 NO. () | | |
| 加入継続教育機構名・会員 NO. | 技 術 者 継 続 教 育 機 構 名 () 会 員 NO. () | | |

農業農村整備事業発注者支援機関認定申請書

| | |
|-------|--|
| 申請年月日 | 令和 年 月 日 |
| 機 関 名 | 印 |
| 現 住 所 | 〒 — 電話番号 () — () — () F a x () — () — () |
| 添付書類 | 1. 定款等の写し 2. 役員名簿 3. 業務内容 4. その他（要件を満たしていることが解る資料） （※各資料とも様式の定めは、ありません） |

所属技術者の業務経歴書

- ・ 支援技術者の業務経歴を記入してください。
- ・ 業務経歴及び業務経歴に虚偽の記載が判明した場合は、所属支援技術者の認定を取り消すものとします。
- ・ 用紙1枚で書ききれない場合は用紙をコピーしてください。

| | | | | |
|---------------------------|---|---|------------------------------------|----|
| フリガナ | ノウリンジロウ | | 生年月日・年齢 | |
| 技術者氏名 | 農林次郎 | | 昭・平 45年 5月 1日 (56 歳) 満年齢で記載 | |
| 所属部課名 | 農村整備部 農村建設課 | 現職の 役職名 | 課長 | |
| 有資格名 | 技術士（農業部門） 一級土木施工技士 | 合格番号 | 第〇〇号 第〇〇号 | |
| ※合格証（又は、登録証）のコピーを添えてください。 | | | | |
| 業務経歴期間 | 平成元年4月1日 ～令和7年12月31日まで （通算36年9か月） | | | |
| 業務経歴の概要 | 〇〇県や〇〇市町村が発注する農業農村整備事業工事に係る設計及び積算、現場監督の補助を担当 | | | |
| 担当した具体的 業務内容及び年 数 | 1 | 昭和〇〇年度～〇〇年度 〇〇県 農業農村整備事業 〇〇用水路 工事の設計・積算 用水路設計延長：L=〇〇m、水路形式：開水路（L型ブロック、用 水量Q≒〇〇m ³ /s） | | 〇年 |
| | 2 | 昭和〇〇年度 〇〇県 農業農村整備事業 〇〇頭首工事の設計・ 積算 頭首工堰長L=〇〇m、堰上高H=〇〇m、フローティングタイプ （取水量Q≒〇〇m ³ /s） | | 〇年 |
| | 3 | 平成〇〇年度～〇〇年度 〇〇町 農業農村整備事業 〇〇農道工 事の設計、積算、監督の補助 農道設計・積算延長L=〇〇m ・擁壁工L≒〇〇m、橋梁工≒〇箇所（T14） | | 〇年 |
| | 4 | ----- | | |
| | 5 | ----- | | |
| | 6 | ----- | | |
| | 7 | ----- | | |
| 加入学会名・会員NO. | 学 会 名（農業土木学会 ） 会員NO.（ 2 2 3 3 4 4 5 5 ） | | | |
| 加入継続教育機構名・会員NO. | 継続教育機構名（ 農業土木継続教育機構 ） 会員NO.（ L 3 5 1 2 3 ） | | | |